

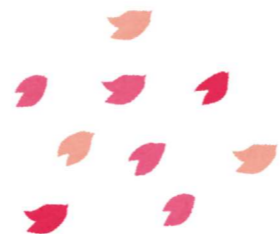
回 覧 令和4年3月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--------------------------------------------------------|
| 〈重要〉 | 1 | ◆【町長メッセージ⑩】「まん延防止等重点措置」の解除および県独自の「リバウンド防止強化月間」への移行を受けて |
| 〈募集〉 | 2 | ◆放課後子ども教室で働く人を募集しています |
| | 3 | ◆2022年度 自衛官などを募集します
◆消防団ラッパ隊員を募集します |
| 〈お知らせ〉 | 4 | ◆住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の申請を受け付けています |
| | 5 | ◆町コミュニティバス「くいまーる」の路線・運行時刻が変わります |
| | 6 | ◆国民年金保険料をお知らせします |
| | 7 | ◆固定資産課税台帳などを無料で縦覧(閲覧)できます
◆スポーツ安全保険に加入しましょう |
| | 8 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| | 9 | ◆JALと連携して「ぐるめマップ」を制作しました
◆家内労働(内職)情報をお知らせします |

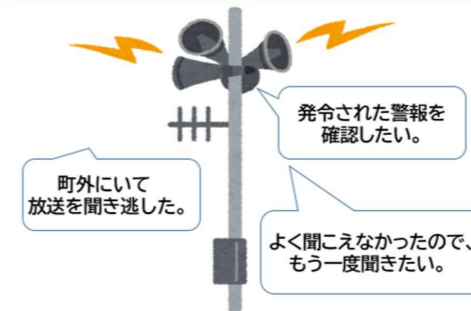
March*



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---------------------------------------------------------------|
| 〈保健と福祉〉 | 10 | ◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と新中学1年生に受給資格者証を郵送します |
| 〈保健と福祉〉 | 11 | ◆重度障害者へ「タクシー等利用券」を交付します
～三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～ |
| 〈農林畜産業関連〉 | | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 12 | ◆令和4年度(4月～令和5年3月)の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ |
| 〈相談〉 | 13 | ◆「行政相談」を実施します
◆「人権相談」を実施します |
| | 14 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆【町長メッセージ⑱】「まん延防止等重点措置」の解除および県独自の「リバウンド防止強化月間」への移行を受けて

1月21日に発令された、「まん延防止等重点措置」が3月6日に解除されました。町民の皆さまには45日間の長期にわたって、不要不急の往来自粛や飲食店の営業時間短縮、教育・保育施設への登園自粛、小中学校の学級閉鎖など、感染拡大防止対策にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。しかし、解除されたものの、感染者数は下げ止まりの状況です。これから卒業式や就職など、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎えるため、7日(月)から3月31日(木)までを「リバウンド防止強化月間」として県内全域を感染急増圏域(赤圏域)に指定されました。引き続き、感染再拡大を防ぐ行動をお願いします。

今回の第6波のオミクロン株は、これまでのウイルスとは比較にならないほど感染力が強く、飲食店や職場、そして家庭、高齢者施設、教育・保育施設、学校などで感染が急拡大しています。本町では、第5波までの感染者数が109人でしたが、第6波だけで349人(3月6日現在)と急増しました。感染者は、当初若者を中心に拡大傾向でしたが、家庭や職場での感染拡大から、教育・保育施設の幼児や小中学校の生徒に、そして高齢者へ感染が拡大しつつあります。特に、基礎疾患のある高齢者は、重症化する前に死亡する例が見られるとのことです。都城・北諸県圏域でも多数の感染者やクラスター(感染者集団)が散発的に発生しており、引き続きこれまで同様の基本的な感染防止対策(3密回避、マスク、手指消毒、換気)は重要と考えます。

県では、7日以降「飲食店等への時短要請と酒類の提供停止は解除」しますが、再拡大防止のため次の行動を要請しており、町民および事業所の皆さまのご協力をお願いします。

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- 県外との往来自粛、県外からの来県自粛
- 会食は、一卓4人以下、2時間以内(席の移動は控えて)
- 高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限
- イベント開催における制限(感染防止安全計画策定の場合、収容定員まで追加可)
- テレワークの活用や時差出勤の促進
- 休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底

以上の取り組みをお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症の長期化で深刻な影響下にある観光業界を支援するため、「ジモ・ミヤ・タビ」キャンペーンを3月14日から月末まで再開するとのことです。4月1日以降は、国の方針を踏まえて検討するとしています。本町の公共施設や学校、高齢者施設、教育・保育施設、放課後児童クラブなどの取り扱いについては、県の指針や感染状況を踏まえて対応していきます。スポーツ施設や図書館などの公共施設は、これまで通り感染対策の周知・徹底を図り開放します。教育・保育施設などの子育て支援施設については、感染防止対策の徹底をお願いするとともに、保護者に対しては、登園自粛などの要請はせず、体調不良時は自宅待機するよう周知を図り、家庭での基本的な感染防止対策の協力を要請します。高齢者施設には、県が抗原検査キットを配布し、週1回程度の検査を実施することとしています。

本町の3回目の新型コロナワクチン接種については、2月1日から個別接種を、2月16日から集団接種を開始しています。接種券が届いた人は、早めの予約をお願いします。個別接種については、町内の各医療機関で受け付けています。町内の教職員や保育士、子育てに係る職員などにつきましては、今月から優先接種に取り組んでいます。5歳から11歳の小児のワクチン接種については、個別接種を3月5日から町内の小児科で開始し、集団接種は、多目的スポーツセンターで3月25日(金)から開始します。今まで1回も接種していない人へのワクチン接種については、個別接種で対応していますので、町コロナワクチンコールセンター(町健康管理センター内 ☎51-5670)にお問い合わせください。ワクチン接種は任意ではありますが、感染症の発症を防ぎ、重症化を防ぐ効果が認められています。「自分を守り、まわりの大切な人を守る」ために3回目の接種にもご協力をお願いいたします。

終わりに、第6波の早期収束を願うとともに、新型コロナウイルスが現在のインフルエンザ同等の扱いで生活できる日が早く来ることを願って町長メッセージとします。

令和4年3月7日

三股町長 木佐貫辰生

募 集

◆放課後子ども教室で働く人を募集しています

町教育委員会では、6月から放課後子ども教室で働く人を募集しています。

■放課後子ども教室とは？

小学生を対象に、放課後における子どもたちの安全安心な活動場所(居場所)を確保し、地域の皆さんの協力を得て、学習やさまざまな体験・交流活動などの取り組みを実施することで、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。

令和4年度は、町内で7教室の開設を予定しています。

■募集する内容

○教育活動推進員 = 若干名

各放課後子ども教室の主任として、教室の運営をします。

○教育活動サポーター = 若干名

各放課後子ども教室の主任の補助をします。

■応募条件

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ、一緒に活動する体力があることが条件です。

■業務内容

○教育活動推進員 = 子どもの安全管理、年間・月間計画の作成、地域への協力依頼など

○教育活動サポーター = 教育活動推進員の補助業務

■勤務地

町内各放課後子ども教室



■勤務条件

○教育活動推進員の勤務時間

・6月から3月中旬までの学校実施日

週2日 午後2時～5時または5時30分

※開始時刻は、小学校の授業時間などにより前後する場合があります、終了時刻は各教室によって異なります。

・夏季休業日 週2日 午前9時～正午

・上記の時間以外に、各教育活動推進員の情報共有のための会議、保護者説明会(5月中)、研修などがあります。

○教育活動サポーターの勤務時間

・教育活動推進員に同じ

(ただし、各教育活動推進員の情報共有のための会議は除きます。)

■給与

○教育活動推進員 = 1時間あたり 1,480円

○教育活動サポーター = 1時間あたり 850円

■その他

○推進員、サポーターとも町教育委員会が運営を委託する事業者での雇用となります。

○採用にあたっては、面接を行います。

★応募、お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通) お願いします。

◆2022年度 自衛官などを募集します

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わっています。近年では海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

以下の日程で、各種自衛官等の試験を実施いたします。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますのでご確認ください。

募集種目	幹部候補生（一般）・（歯科・薬剤科）	
応募資格	一般	大卒：22歳以上26歳未満の者 院卒：20歳以上28歳未満の者、修士課程修了者など
	歯科・薬剤科	専門の大卒（見込含）20歳以上30歳未満の者
受付期間	3月1日（火）～4月14日（木）	
試験期日	4月23日（土）・24日（日） ※歯科・薬剤科は23日（土）のみ	
試験場所	4月23日（土）：日本生命宮崎駅前ビル（宮崎市）	
	4月24日（日）：自衛隊宮崎地方協力本部（宮崎市）	

募集種目	一般曹候補生	
応募資格	18歳以上33歳未満の者	
受付期間	3月1日（火）～5月10日（火）	
試験期日	5月21日（土）	
試験場所	都城市総合福祉会館など	



募集種目	予備自衛官補（一般）・（技能）	
応募資格	一般	18歳以上34歳未満の者
	技能	18歳以上で国家免許資格などを有する者
受付期間	1月6日（木）～4月8日（金）	
試験期日	一般	4月16日（土）
	技能	4月11日（月）～17日（日） ※いずれか1日を指定
試験場所	一般	航空自衛隊新田原基地（新富町）
	技能	陸上自衛隊健軍駐屯地（熊本市）予定

★お問い合わせは、
自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所（陸上自衛隊都城駐屯地内）
☎：23-3944 にお願ひします。

◆消防団ラッパ隊員を募集します

町では現在、消防団ラッパ隊員の募集を行っています。
初心者大歓迎！経験が無くても大丈夫！親切丁寧に指導します！
興味がある、ちょっと話を聞いてみたい、練習を見学してみたいという人は、
総務課危機管理係までお問い合わせください。

■入隊できる人 =

町内に在住、または町内に勤務されている18歳以上の人



■募集人員 =

ラッパ隊員、指揮者

■活動内容 =

練習（夜間2時間程度）と、消防大会や式典（主に土曜・日曜開催）などで
楽器（ラッパ）を演奏します。

■貸与品 =

制服各種および楽器は全て町から貸与されますので、個人負担するものは
ありません。

■処遇について =

三股町消防団条例に基づき報酬などを支給します。



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）
☎：52-1110（直通） にお願ひします。

◆住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した人に対し速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、1世帯当たり10万円の特別給付金を、対象となる次の世帯に給付しています。

■対象世帯 =

●令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯。

※条例によって住民税(均等割)が免除されている世帯、生活保護受給世帯も交付の対象です。

●家計急変世帯

令和3年1月以降の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響で急変し、世帯全員の収入見込み額が非課税水準となる世帯

※収入見込み額が非課税水準とは

世帯員全員の、それぞれの年収見込み額(令和3年1月～令和4年9月の任意の1カ月収入を12倍したもの)が町民税均等割非課税水準以下であること。

※住民税が課税されている人に扶養されている人のみで構成される世帯は対象外です。

例)別世帯の子どもに扶養されている親のみの世帯

仕事の都合などで別居している人から生活費などを受けている世帯

●配偶者やその他親族からの暴力などを理由として避難している世帯

DV(ドメスティック・バイオレンス)などで住所地以外に避難している世帯も、この給付金を受給できる可能性があります。

■申請方法 =

●令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

○基準日(令和3年12月10日)において世帯全員が非課税と確認できた世帯
本町で把握している非課税世帯には、1月末に確認書を発送しています。
中身を確認し、必要事項を記入した後、同封の返信用封筒で町役場に郵送してください。申請期限は、4月30日(土)必着です。

○令和3年1月2日以降に町内に転入してきた世帯

申請書は、対象になるとと思われる世帯へ、準備ができしだい順次発送します。申請期限は申請書の発送から3カ月後です。

●家計急変世帯

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」および「簡易な収入(所得)見込み額の申立書」に必要事項を記載し、収入が確認できる書類などを添付して申請してください。

必要書類の詳細は、お問い合わせください。

●配偶者やその他親族からの暴力などを理由として避難している世帯

詳細は、総務課行政係または臨時コールセンターへお問い合わせください。

送付された申請書などの内容確認のため、町役場からお電話をすることがあります。しかし、「支給するために手数料が必要です」などと電話をすることはありません。不審な電話を受けた場合は、総務課行政係や臨時コールセンターまたは最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)までご連絡ください。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112

または、臨時コールセンター

☎:070-4136-0856 お願いします。



◆町コミュニティバス「くいまーる」の路線・運行時刻が変わります



日頃から町コミュニティバス「くいまーる」をご利用いただき、ありがとうございます。

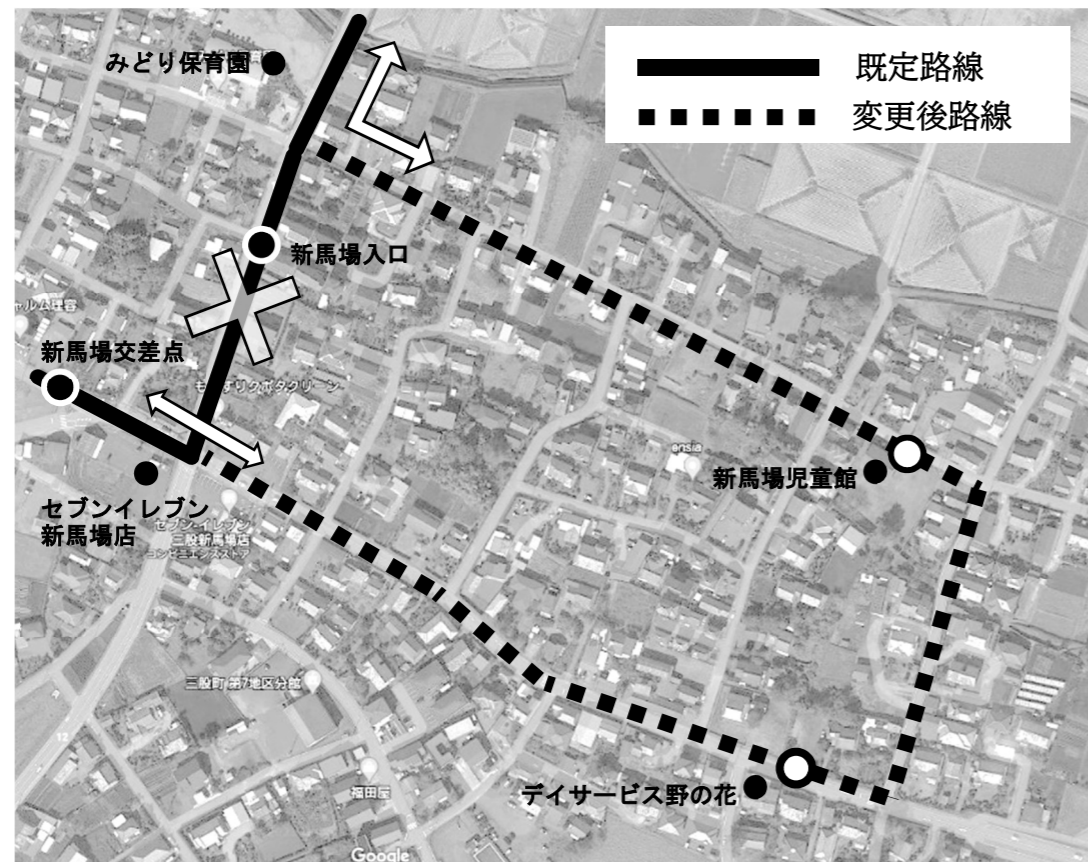
令和4年4月1日より、田上・蓼池コースの路線・運行時刻を一部変更します。変更後の時刻表は「広報みまた」3月号と同時に配布するほか、町役場の案内、三股駅内のバス事務所にも設置予定です。

○田上・蓼池コースの変更点

【バス停の変更】

バス停「新馬場入口」を無くし、新しく「新馬場児童館前」、「デイサービス野の花」を設置します。

【路線の変更】下図のとおり路線を変更します。



★お問い合わせは、

町コミュニティバス事務所 ☎:52-0000 または、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通) お願いします。

■新しい時刻表【田上・蓼池コース:令和4年4月1日改定】

生活支援便					通学支援便									
(注意) 祝日も、平日同様に運行します。					(注意) 祝日は運休します。									
新地馬場 ▼ 蓼池 ▼ JR三股駅	火 木 土	火 木 土	火 木 土	火 木 土	JR三股駅 ▼ 蓼池 ▼ 新地馬場	火 木 土	火 木 土	火 木 土	火 木 土	中央地区 ▼ 蓼池 ▼ 田上	月~金 朝	中央地区 ▼ 田上 ▼ 蓼池	月~金 月~金	月~金 月~金
	1	3	5	7		2	4	6	8				夕1	夕2
新地馬場集落館	7:55	9:46	11:37	13:28	JR三股駅前	8:55	10:46	12:37	14:28	JR三股駅前	7:00	JR三股駅前	17:07	19:07
唐杉	7:56	9:47	11:38	13:29	武道館前	8:57	10:48	12:39	14:30	みやぎん三股支店前	7:01	武道館前	17:09	19:09
田上集落センター	7:58	9:49	11:40	13:31	文化会館前	8:57	10:48	12:39	14:30	東原	7:02	文化会館前	17:09	19:09
田上	7:59	9:50	11:41	13:32	役場	8:58	10:49	12:40	14:31	稗田東	7:02	役場	17:10	19:10
餅原東	8:00	9:51	11:42	13:33	長倉医院前	8:59	10:50	12:41	14:32	稗田コミュニティセンター入口	7:03	長倉医院前	17:11	19:11
ガレッジ佐沢前	8:01	9:52	11:43	13:34	三股中学校前	9:00	10:51	12:42	14:33	フューネラルホーム天翔前	7:03	三股中学校前	17:12	19:12
宮下団地入口	8:03	9:54	11:45	13:36	健康管理センター	9:01	10:52	12:43	14:34	とまり医院前	7:04	健康管理センター	17:13	19:13
勝岡小学校入口	8:04	9:55	11:46	13:37	早馬神社入口	9:01	10:52	12:43	14:34	ひろせ本店前	7:05	早馬神社入口	17:13	19:13
第6地区分館前	8:05	9:56	11:47	13:38	山王原	9:02	10:53	12:44	14:35	三股西小学校入口	7:07	梶山入口	17:15	19:15
蓼池南	8:06	9:57	11:48	13:39	三股小学校前	9:03	10:54	12:45	14:36	一心外科医院前	7:08	唐杉	17:17	19:17
蓼池	8:08	9:59	11:50	13:41	肉のなかむら前	9:04	10:55	12:46	14:37	今市	7:09	田上集落センター	17:19	19:19
三原入口	8:09	10:00	11:51	13:42	みやぎん三股支店前	9:05	10:56	12:47	14:38	今市団地入口	7:09	田上	17:20	19:20
前目	8:10	10:01	11:52	13:43	東原	9:06	10:57	12:48	14:39	新馬場公園入口	7:10	餅原東	17:21	19:21
前目作業所前	8:11	10:02	11:53	13:44	稗田東	9:06	10:57	12:48	14:39	新馬場交差点	7:11	ガレッジ佐沢前	17:22	19:22
正信寺前	8:12	10:03	11:54	13:45	稗田コミュニティセンター入口	9:07	10:58	12:49	14:40	デイサービス野の花	7:13	宮下団地入口	17:24	19:24
勝岡	8:13	10:04	11:55	13:46	フューネラルホーム天翔前	9:07	10:58	12:49	14:40	新馬場児童館前	7:15	勝岡小学校入口	17:25	19:25
新馬場児童館前	8:16	10:07	11:58	13:49	とまり医院前	9:08	10:59	12:50	14:41	勝岡	7:18	第6地区分館前	17:26	19:26
デイサービス野の花	8:18	10:09	12:00	13:51	ひろせ本店前	9:09	11:00	12:51	14:42	正信寺前	7:19	蓼池南	17:27	19:27
新馬場交差点	8:20	10:11	12:02	13:53	三股西小学校入口	9:11	11:02	12:53	14:44	前目作業所前	7:20	蓼池	17:29	19:29
新馬場公園入口	8:21	10:12	12:03	13:54	一心外科医院前	9:12	11:03	12:54	14:45	前目	7:21	三原入口	17:30	19:30
今市団地入口	8:22	10:13	12:04	13:55	今市	9:13	11:04	12:55	14:46	三原入口	7:22	前目	17:31	19:31
今市	8:22	10:13	12:04	13:55	今市団地入口	9:13	11:04	12:55	14:46	蓼池	7:23	前目作業所前	17:32	19:32
一心外科医院前	8:23	10:14	12:05	13:56	新馬場公園入口	9:14	11:05	12:56	14:47	蓼池南	7:25	正信寺前	17:33	19:33
三股西小学校入口	8:24	10:15	12:06	13:57	新馬場交差点	9:15	11:06	12:57	14:48	第6地区分館前	7:26	勝岡	17:34	19:34
ひろせ本店前	8:26	10:17	12:08	13:59	デイサービス野の花	9:17	11:08	12:59	14:50	勝岡小学校入口	7:27	新馬場児童館前	17:37	19:37
とまり医院前	8:27	10:18	12:09	14:00	新馬場児童館前	9:19	11:10	13:01	14:52	宮下団地入口	7:28	デイサービス野の花	17:39	19:39
フューネラルホーム天翔前	8:28	10:19	12:10	14:01	勝岡	9:22	11:13	13:04	14:55	ガレッジ佐沢前	7:30	新馬場交差点	17:41	19:41
稗田コミュニティセンター入口	8:28	10:19	12:10	14:01	正信寺前	9:23	11:14	13:05	14:56	餅原東	7:31	新馬場公園入口	17:42	19:42
稗田東	8:29	10:20	12:11	14:02	前目作業所前	9:24	11:15	13:06	14:57	田上	7:32	今市団地入口	17:43	19:43
東原	8:29	10:20	12:11	14:02	前目	9:25	11:16	13:07	14:58	田上集落センター	7:33	今市	17:43	19:43
みやぎん三股支店前	8:30	10:21	12:12	14:03	三原入口	9:26	11:17	13:08	14:59	唐杉	7:35	一心外科医院前	17:44	19:44
肉のなかむら前	8:31	10:22	12:13	14:04	蓼池	9:27	11:18	13:09	15:00	梶山入口	7:37	三股西小学校入口	17:45	19:45
三股小学校前	8:32	10:23	12:14	14:05	蓼池南	9:29	11:20	13:11	15:02	早馬神社入口	7:39	ひろせ本店前	17:47	19:47
山王原	8:33	10:24	12:15	14:06	第6地区分館前	9:30	11:21	13:12	15:03	健康管理センター	7:39	とまり医院前	17:48	19:48
早馬神社入口	8:34	10:25	12:16	14:07	勝岡小学校入口	9:31	11:22	13:13	15:04	三股中学校前	7:40	フューネラルホーム天翔前	17:49	19:49
健康管理センター	8:34	10:25	12:16	14:07	宮下団地入口	9:32	11:23	13:14	15:05	長倉医院前	7:41	稗田コミュニティセンター入口	17:49	19:49
三股中学校前	8:35	10:26	12:17	14:08	ガレッジ佐沢前	9:34	11:25	13:16	15:07	役場	7:42	稗田東	17:50	19:50
長倉医院前	8:36	10:27	12:18	14:09	餅原東	9:35	11:26	13:17	15:08	文化会館前	7:43	東原	17:50	19:50
役場	8:37	10:28	12:19	14:10	田上	9:36	11:27	13:18	15:09	武道館前	7:43	みやぎん三股支店前	17:51	19:51
文化会館前	8:38	10:29	12:20	14:11	田上集落センター	9:37	11:28	13:19	15:10	JR三股駅前	7:45	JR三股駅前	17:52	19:52
武道館前	8:38	10:29	12:20	14:11	唐杉	9:39	11:30	13:21	15:12					
JR三股駅前	8:40	10:31	12:22	14:13	新地馬場集落館	9:40	11:31	13:22	15:13					

※通学支援便は時期により時間の変動や運休があります。

◆国民年金保険料をお知らせします

■保険料額 = 令和4年度の国民年金保険料額は、月額16,590円です。また翌年度の令和5年度は、月額16,520円です。

■納付方法など = 国民年金の保険料は、銀行、農協、信用金庫や郵便局などで納めることができるほか、コンビニエンスストアなどを利用して納めることができます(保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません)。金融機関やコンビニエンスストアで納めるときは、日本年金機構から送られてくる「納付書(領収(納付受託)済通知書)」を使って納めてください。
また、皆さんの預金口座から保険料を毎月自動的に引き落とす口座振替は、納め忘れがなく確実です。口座振替による前納割引制度もありお得です。さらに、事前にお申し込みをして、以降、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行う、クレジットカードによる納付の方法もあります(クレジットカードでの納付額は、「現金納付」と同額です)。

■国民年金保険料 納付額比較(令和4年度4月時点) =

	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分		
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	
毎月納付 (現金・クレジットカード納付、 翌月末振替の口座振替)	1万6,590円	—	9万9,540円	—	19万9,080円	—	39万7,320円	—	
【早割】 (当月末振替の口座振替)	1万6,540円	50円	9万9,240円	300円	19万8,480円	600円	39万6,120円	1,200円	
●R4.4月～R4.9月分 申込期日:R4.2月末日 納付期日:R4.4月末日	6カ月前納 (現金・クレジットカード納付)	—	—	9万8,730円	810円	—	—	—	
●R4.10月～R5.3月分 申込期日:R4.8月末日 納付期日:R4.10月末日	6カ月前納 (口座振替)	—	—	9万8,410円	1,130円	—	—	—	
●R4.4月～R5.3月分 申込期日:R4.2月末日 納付期日:R4.4月末日	1年前納 (現金・クレジットカード納付)	—	—	—	—	19万5,550円	3,530円	—	
	1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	19万4,910円	4,170円	—	
●R4.4月～R6.3月分 申込期日:R4.2月末日 納付期日:R4.4月末日	2年前納 (現金・クレジットカード納付)	—	—	—	—	—	—	38万2,780円	1万4,540円
	2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	38万1,530円	1万5,790円

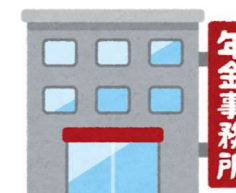
■保険料の前納について =

口座振替、クレジットカード納付による4月からの前納(6カ月分、1年分、2年分)の新規申し込みは、2月末で受け付けを終了しましたが、現金(納付書)による前納は、4月中であれば手続き可能です。6カ月分、1年分の前納の納付書は、日本年金機構から4月上旬ごろ郵送で届きますが、2年前納(令和4年4月から令和6年3月まで)を希望する人は、**4月15日(金)**までは町民保健課(③番窓口)に、それ以後は都城年金事務所(☎:23-2571 自動音声案内後②→②)へ直接ご相談ください。電話でのご相談は、ご本人の個人番号がわかるマイナンバーカードや基礎年金番号がわかる年金手帳などが必要です。来所でのご相談は、運転免許証などの本人確認書類も必要です。

※代理による相談は委任状が必要です。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通) または、都城年金事務所 ☎:23-2571(代表) にお願ひします。



◆固定資産課税台帳などを無料で縦覧(閲覧)できます

令和4年度の固定資産課税台帳、土地・家屋価格等縦覧帳簿を、関係者は次のとおり縦覧(閲覧)できます。

■期 間 =

4月1日(金)～5月2日(月)まで (土曜・日曜・祝日を除く)

■時 間 =

午前8時30分～午後5時

(ただし、午後0時15分～1時の昼休み時間を除く)

■場 所 =

税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)

■縦覧(閲覧)できる人 =

- ・固定資産の所有者本人
- ・固定資産の所有者の同意を得た人

(委任状を必ずお持ちください)

- ・固定資産の納税管理人・相続人代表者(いずれも届出をしている人)

※本人確認ができるもの(運転免許証)などが必要です。

■手数料 =

縦覧期間に限り縦覧・閲覧の人は、手数料は掛かりません。

※証明書などが必要な場合は手数料が必要です。

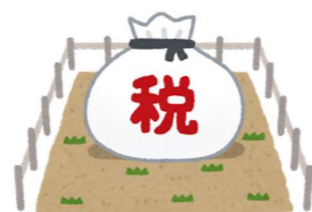
※4月上旬には固定資産税の納税通知書などを送付します。その中の課税明細書と縦覧で閲覧できる内容は同じものです。また、課税明細書について不明な点がありましたら、お問い合わせ下さい。

※この機会に、固定資産課税台帳を縦覧(閲覧)して、課税内容をご確認のうえ、固定資産税に対するご理解をお願いします。

★お問い合わせは、

税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口) ☎:52-9636(直通)

をお願いします。



◆スポーツ安全保険に加入しましょう

令和4年度のスポーツ安全保険の受け付けが3月1日から始まります。

子ども会、自治公民館、運動クラブ、文化・ボランティアクラブなど、4人以上のグループで加入できますので、万一のけがや賠償責任などの事故に備えましょう。加入区分は活動内容と補償範囲、年齢などによって8区分に分かれ、年額800円からの安価な掛け金で加入することができます。掛金額や補償内容などの詳細は、公益財団法人スポーツ安全協会の公式サイトでご確認ください。

熱中症や突然死も対象となりますので、活動を開始する前に加入しておきましょう。



■申込方法 =

① 銀行で加入手続きをする場合

「加入依頼書」を記入して宮崎銀行本・支店の窓口へ掛金(別途振込手数料が必要)を添えて提出してください。

新規・追加加入などで加入依頼書が必要な場合は、資料発送センター(☎:0120-222-410)または、当協会の公式サイトからご請求ください。

② インターネットで加入する場合

パソコンまたはスマートフォンを使用して、「スポあんネット」から必要事項を入力後にコンビニエンスストアで掛金をお支払いください。

1回の加入手続きごとに、掛け金に応じたシステム利用料が別途必要です。

また、事故が発生した場合の事故通知も「スポあんネット」から手続きできます。ただし、加入依頼書による手続きを行った年度の事故通知は、はがきでの受け付けのみとなりますのでご注意ください。

■手続きにおける注意点 =

- ・「加入依頼書による加入」は令和4年度までで廃止となります。
- ・家族だけの活動や営利活動を行う団体は加入できません。
- ・加入団体のメンバーが単独で活動した場合は補償対象外となります。

★お問い合わせは、

公益財団法人スポーツ安全協会宮崎県支部 ☎:0985-55-3136

をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆JALと連携して「ぐるめマップ」を制作しました

町は、町内の飲食店などをより多くの人に利用してもらうため、「ぐるめマップ」を制作しました。また、町観光公式サイトの飲食店ページもリニューアルし、このぐるめマップと同様の情報を掲載しています。

今回は、日本航空株式会社(JAL)の、地域社会や地域経済の活性化に向けた取り組みを行う「JAL ふるさと応援隊」、「JAL ふるさとアンバサダー」と連携した取り組みとして、両社による店舗訪問・試食を行ってもらい、店舗の魅力を紹介する枠を設けました(掲載店舗のうち、町観光協会の会員店舗の8店舗)。

ぜひ、マップをご覧ください、積極的に町内飲食店を利用してみてください。

■掲載店舗 = 44店舗

- ・テイクアウトまたはデリバリーを実施している飲食店と、ランチ営業を行っている飲食店
- ・三股町観光協会の会員店舗(持ち帰り専門店を含む)



■発行部数 = 3,000部

■配布場所 = 各掲載店舗および町役場(案内窓口)など

町観光公式サイトは、インターネットで「三股町観光ホームページ」と検索するか、こちらからアクセスしてください。



★お問い合わせは、
企画商工課 商工観光係 (3階 2番窓口)
☎52-9084 (直通) にお願ひします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和4年2月21日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業(ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/FAX	0986-25-0300
受付日	月～金曜(土、日、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



より詳しい情報は で

◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と
新中学1年生に受給資格者証を郵送します

■対象となる人

- 町内に住所があり、4月から新小学1年生、新中学1年生になる子ども
※現在子ども医療費受給資格者証を持っている人が対象です。
- 他の医療費助成(母子父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成など)を受けられる人や生活保護法による保護を受けている人は対象にはなりません。一部併用可能な医療費助成(育成医療・小児慢性特定疾患医療費助成など)もあります。詳しくはお問い合わせください。

■受給資格者証について

4月1日以降、県内の病院や薬局を受診する際に保険証と一緒に提示することで、医療費の助成を受けることができます。
ただし、健康保険が適用されない場合や独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合などは医療費助成を受けることができません。

■受給資格者証の例

(小学生)

① 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	4 5 4 5 4 5 4
フリガナ	ミマタ ユナ
氏名	三股 結菜 女
生年月日	平成26年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本松1番地1
有効期間	令和3年(2021年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで
交付年月日	令和3年4月1日
発行機関名及び印	宮崎県北諸県郡三股町長
自己負担額	【入院】 自己負担額なし 【外来】 200円/1診療報酬明細書 【薬局】 自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

(中学生)

② 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	2 4 2 4 3 4 3
フリガナ	ミマタ ミオ
氏名	三股 美桜 女
生年月日	平成20年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本松1番地1
有効期間	令和3年(2021年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで
交付年月日	令和3年4月1日
発行機関名及び印	宮崎県北諸県郡三股町長
自己負担額	【入院】 自己負担額なし 【外来】 200円/1診療報酬明細書 【薬局】 自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

受給資格者証は「黄色」です

■各種届け出について

保険証に変更があったときや、氏名・住所・口座などに変更があったときは、児童福祉係に届出をしてください。

■医療機関の適正受診にご協力ください

県と町の財源で実施している乳幼児の医療費助成と違い、小学生と中学生の医療費助成は、町のみ財源で行う事業です。町の負担をできるだけ少なくし、小学生と中学生の医療費助成を長く続けていくためには、みなさんの心がけが非常に大切になります。医療機関の適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

①「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。

できるだけ自宅の近くに「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。

② 診療時間内の受診を心がけましょう。

時間外診療は割増料金になります。やむを得ない場合を除き、時間外受診は控えましょう。

③ ハシゴ受診はやめましょう。

病気やけがの治療中に、自分の判断で受診先を変える「ハシゴ受診」は、身体的にも経済的にも負担になります。

④ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用しましょう。

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことで、先発医薬品より安価で経済的です。

⑤ 夜間や休日、子どもを病院に連れて行くか迷ったら、「小児救急電話相談」を利用しましょう。

救急外来は、緊急を要する重症患者を治療するためのものです。受診が必要か判断に迷ったら、「小児救急電話相談」を利用しましょう。「#8000」で、小児科医や看護師から対処法や受診する医療機関についてアドバイスを受けることができます。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通) お願いします。



保健と福祉(一般)

◆重度障害者へ「タクシー等利用券」を交付します
～三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～

町では、心身に重度の障害がある人に、「タクシー等利用券」を交付します。助成対象は初乗り運賃のみです。申請月から令和5年3月末日まで、1カ月当たり2枚の割合で最大24枚の利用券を交付します。

該当となる人は、印かんと各障害者手帳をお持ちになり、**3月22日(火)**以降に福祉課社会福祉係までお越しください。

- 対象者 = ○身体障害者：身体障害者手帳1級の交付を受けている人
※視覚障害者は、手帳等級2級以上の人
- 知的障害者：療育手帳Aの交付を受けている人
- 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

■利用できる期間 = **4月1日(金)～令和5年3月31日(金)**

■申請受付開始日 = **3月22日(火)**から

■準備するもの = ①印かん(認め印可) ②各障害者手帳



《 重度障害者タクシー等利用券が使用できるタクシー会社一覧 》

会社名	電話番号	会社名	電話番号
KCタクシー	27-1100	介護タクシー みずほ	25-0504
銀星タクシー	38-1300	永吉福祉タクシー	090-3604-3196
おくつタクシー	23-8800	霧島敬愛	77-3100
中央タクシー	23-1230	あすなろ	090-7447-7314
富士タクシー	22-2378	介護福祉タクシー 夢野	80-6376
宮交タクシー	22-1010	福祉タクシー ますやま	38-5024 090-2858-4786
(有)アルプス企画	76-2671	福祉タクシー はまゆう	090-8830-8152

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9061(直通) お願いします。

農林畜産業関連

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は
「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、家きんにおいて、昨年11月秋田県で発生以降、継続して10県16事例が確認され、野鳥の糞便からも、当ウイルスが7道府県35事例検出されるなど、発生リスクが極めて高い状況です。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) お願いします。



◆令和4年度(4月～令和5年3月)の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ

令和4年度の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールは次のとおりです。
毎月の実施日の確認をお願いします。

■令和4年度(4月～令和5年3月)の農業用廃プラスチック回収日

月	1回目	2回目	(予備日)	備考
4月	20日(水)		4月27日(水)	※予備日は、雨などで回収が出来なかった時にだけ、実施します。
5月	25日(水)		6月 1日(水)	
6月	22日(水)		6月29日(水)	
7月	20日(水)		7月27日(水)	
8月	24日(水)		8月31日(水)	
9月	7日(水)	21日(水)		雨天時は中止となる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
10月	12日(水)	26日(水)		
11月	9日(水)	30日(水)		
12月	7日(水)	21日(水)		
1月	18日(水)		1月25日(水)	
2月	15日(水)		2月22日(水)	
3月	15日(水)		3月22日(水)	

※回収場所：町一般廃棄物最終処分場

※回収時間：午後1時30分～3時まで

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※分別については、次の表を確認してください。



※農業用廃棄プラスチックの分別について

土・くずなどの異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。金属の付いている物は、必ず金属部分を取り除いてください。

**分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円(税込)〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円(税込)〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円(税込)〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月4日(月)	4月18日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	4月7日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おとなり まさはる 大隣 雅春、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 4月 7日(木) 【都城市】 4月22日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外。</u>) ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	4月20日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

